

令和4年（ネ）第4161号 損害賠償請求控訴事件

一審原告 外

一審被告 国

控 訴 答 弁 書

(損害総論)

2023年6月30日

東京高等裁判所 第15民事部 御中

|           |     |   |   |   |   |
|-----------|-----|---|---|---|---|
| 控訴人ら訴訟代理人 | 弁護士 | 坂 | 本 | 博 | 之 |
| 同         | 弁護士 | 大 | 木 | 一 | 俊 |
| 同         | 弁護士 | 只 | 野 |   | 靖 |
| 同         | 弁護士 | 及 | 川 | 智 | 志 |
| 同         | 弁護士 | 小 | 竹 | 広 | 子 |
| 同         | 弁護士 | 五 | 來 | 則 | 男 |
| 同         | 弁護士 | 在 | 間 | 正 | 史 |
| 同         | 弁護士 | 鈴 | 木 | 裕 | 也 |
| 同         | 弁護士 | 高 | 橋 | 利 | 明 |
| 同         | 弁護士 | 田 | 中 |   | 真 |
| 同         | 弁護士 | 服 | 部 |   | 有 |

本書面は、1審被告国の令和4年9月26日付控訴理由書の「第3原判決の損害論に係る認定判断が誤りであること」（55頁～70頁）のうち、総論部分（55頁～59頁）について、反論する。なお、個別の損害について（59頁～70頁）については、別の書面で述べることとする。

1 原判決が一審原告らの家財及び住宅の被害について民事訴訟法248条を適用し、国税庁資料に基づき損害を認定したことは誤りでないこと

(1) 家財の損害額の認定に民事訴訟法248条を適用することは誤りでないこと  
ア 原判決の判示

原判決は「家財の被害による損害額は損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるというべきであり、民事訴訟法248条により、相当な損害を認定するのが相当である。」と判示した（原判決60頁）。

イ 一審被告の主張

これに対し、一審被告は、下記のとおり、本件では「民事訴訟法248条が適用されるための要件を欠き、同条を適用する余地はない。」と原判決の上記判示を論難する（一審被告控訴理由書56頁）。

#### 記

ア 民事訴訟法248条は、損害の発生について証明ができたとしても損害額について証明ができなければ原告の請求は棄却されることになるところ、損害の性質上その額を立証することが極めて困難な場合に原告の請求を棄却することは当事者間の公平の見地から妥当でないことから、損害額の立証が十分でなくても、裁判所が相当な損害額を認定できるとしたものである（兼子一ら著「条解民事訴訟法[第2版]」1387ページ）。

したがって、民事訴訟法248条が適用されるための要件として、①損害発生について証明されたこと、②損害の性質上その額の立証が極めて困難であることを要する。

イ 被控訴人らの家財について損害の発生が認められる可能性があるものは、本件溢水による浸水被害を受けた家財のうち、財産的価値を有する家財のみである（経年劣化等により財産的価値のない家財について損害の発生は

認められない)。そして、これらの財産的価値を有する家財は、被控訴人らにおいてそのほとんどが生活必需品（冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機等の家電製品やテーブルや椅子等の家具など）として再取得されるものであるから、再取得の際の領収書等により損害の発生の立証は容易にできるはずであるし、仮に生活必需品に含まれない財産的価値のある家財について損害の発生を主張するのであれば、それを特定して具体的に主張すべきである。この点、原判決も「浸水被害発生後の再取得後の領収書等を保管しておくことはさほど困難ではないと思われる」（原判決60ページ）と判示する。

しかるに、被控訴人らは、本件溢水による浸水被害を受けたと主張する家財に係る再取得時の領収書等を証拠として提出しないのであるから、家財に係る損害の発生の立証がされていないというべきである。

このように、被控訴人らの家財に係る損害の発生は立証されておらず、また、再取得時の領収書等による損害額の立証は容易であることから、民事訴訟法248条が適用されるための要件を欠き、同条を適用する余地はない。

イ 一審被告の主張は誤りであること

(ア) 再取得したものだけが財産的価値を有する家財ではないこと

一審被告は、本件水害後に一審原告らが再取得した生活必需品だけが、財産的価値を有する家財であるとするが、これは水害被害者の実態をわきまえない本件水害被害者である一審原告らを愚弄する主張である。

一審原告らは、本件水害によって、家財や住宅等の個人財産について損害を被っただけでなく、人によっては勤め先や学校も損害を受け、さらには上下水道、ガス、電気等の生活に必要なインフラも破壊された。一審原告らは、そのような困難な状況の下で生活再建に取り組まなければならなくなった。

一審原告らが地域において長年に渡って手間や費用をかけてこつこつと積み上げてきた生活を取り戻すには、これと同じ手間や費用をかけなければならないが、経済的に困窮している中で、短期間の間にこれにかかることは不可能である。

そのため、一審原告らは、本件水害以前に有していた家財の内、差し当たって必要となる最低限度の生活必需品しか再取得できないのである。

例えば、食器については、①日常使うものだけでなく、②接客用のものや③祝い事のために使うもの等多数を揃えていたとしても、生活再建に当っては、①の再取得を優先して、②や③は断念せざるを得ない。その結果、これらのものを入れる棚等の家具についても、以前より個数を減らすかサイズを小さくすることになる。

同様のことは衣類にも当てはまる。①普段着だけでなく、②おしゃれ着も複数枚あり、また、③たまに着る高価な和服があったとしても、生活再建に当っては、②や③は我慢せざるを得ない。その結果、タンスの数を減らしたり、サイズを小さくしたり、和服を入れる桐タンスの再取得などは断念せざるを得なくなる。

家電製品、その他についても、高価な音響設備や長い期間をかけて集めたレコード等の贅沢品や趣味的なものの再取得は、経済的状況から断念せざるを得ない。

原判決が「河川からの流入水により浸水被害を受ける家財は多種多様であり、かつ、広範囲に及ぶことが想定されるから、個別の家財の種類、形状、金額等を正確に記録した資料を有していないことはある程度やむを得ないというべきである。また、浸水被害発生後の再取得後の領収書等を保管しておくことはさほど困難ではないと思われるが、いずれにしても、上領収書等のみにより多種多様かつ広範囲に発生する家財の被害全体を評価することは困難である」（原判決60頁）とするのも、以上の水害被害の実相を正しく把握しているからに他ならない。

以上のとおり、本件水害後に一審原告らが再取得した生活必需品だけが、財産的価値を有する家財であるとする一審被告の主張が、被害の実相からかけ離れたもので、誤りであることは明らかである。

(イ) 一審原告らの家財損害額の認定には民事訴訟法248条が適用されるべきこと

一審原告らが、所有する家財について本件水害によって浸水被害を受けたこ

とは証拠上明らかである。

そして、「河川からの流入水により浸水被害を受ける家財は多種多様であり、かつ、広範囲に及ぶことが想定されるから、個別の家財の種類、形状、金額等を正確に記録した資料を有していないことはある程度やむを得ないというべきである。」から、家財被害の額については、損害の性質上その額の立証が極めて困難であることは明らかである。

したがって、一審原告らが本件水害によって受けた家財損害の額の認定については、民事訴訟法248条が適用されるための要件を満たしており、同条により「相当な損害額を認定するのが相当である。」(60頁)とした原判決の判示に誤りはない。

## (2) 国税庁資料に基づき損害を認定することに誤りはないこと

### ア 原判決の判示

原判決は、国税局・税務署が作成した資料である「大雨等の水害により被害を受けた方へ(所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減)」・・・の別表に基づき原告らの損害を算定することは、相応の合理性があるというべきである。」と判示した。

### イ 一審被告の主張

これに対して、一審被告は、下記のとおり、「仮に民事訴訟法248条が適用されるとしても、損害賠償請求訴訟である本件においては、国税庁資料に依拠した損害の認定は、原則として許容されるものではなく、控えめに斟酌できるにとどまるものと解される。」とする(一審被告控訴理由書57～58頁)。

### 記

しかしながら、国税庁資料は確定申告における所得税の雑損控除の計算方法に関するものであり、損害賠償請求訴訟の損害額の算出に利用されることを予定したものではない。特に家財については、世帯主の年齢と同居者の人数のみから所有する家財の時価を算出するものであるが(甲損第2号証の2・別表2)、一般的に各人が所有する家財の具体的な種類・内容及び数量(価格)は、各人の所得や保有資産の多寡のほか、生活歴、居住の経緯及び趣味嗜好

等に応じた個人差が非常に大きい性格のものであることからすると、同資料に依拠した認定を行う場合、これらの点が捨象されることとなり、現実に被控訴人らに生じた損害額と相当の差異が生じる蓋然性が否定できない。そのほかにも、統計データに基づく推計計算に依拠することの限界として、例えば、「被害割合表」（甲損第2号証の2・別表3）において、「床上1m以上1.5m未満」「二階建以上」「土砂を伴う」「24時間以上浸水」という条件の場合、被害割合が100%となるが、床上1.5メートル未満の浸水の場合、二階の家財には浸水の被害が生じていないのが通常であるにもかかわらず、全ての家財に被害が生じたものとして扱われることになり、再取得時の領収書等により損害額を立証した場合よりも、国税庁資料に基づく損害額を算定したほうが高額になることも考えられるのであって、個別の事情によっては明らかに不合理な結論となることがある。

このようにみると、仮に民事訴訟法248条が適用されるとしても、損害賠償請求訴訟である本件において、国税庁資料に依拠した損害の認定は、原則として許容されるものではなく、控えめに斟酌できるにとどまるものと解される。

#### ウ 一審被告の主張が誤りであること

(ア) 国税庁資料は損害の実相を反映した信頼性を有するものであり、これを利用することは合理的かつ妥当であること

そもそも、民事訴訟法248条が適用される事案において、一審被告が指摘する個別の差異をある程度捨象せざるを得ないのは止むを得ないことであり、個別の差異がある程度捨象されるからといって、民事訴訟法248条の適用に当たって国税庁資料を用いることを否定するのは、本末転倒の議論である。

そして、国税庁資料は、国税庁という然るべき国の機関が、統計データ等に基づき、その平均値又は中央値等から損害額を算出したものであって、損害の実相を相応に反映した信頼性を有するものである。したがって、損害額算定の根拠としてこの資料を用いることは、合理的かつ妥当なことである。

なお、一審被告は、損害賠償請求訴訟の損害額の算出に利用されることを予定したものではないことを理由に、本件において国税庁資料を利用することを

批判するが、これは余りにも皮相的な見解であり、失当と言わざるを得ない。

(イ) 原判決も国税庁資料を形式的に用いてはならず、一審被告の批判は当てはまらないこと

原判決は、「(国税庁資料)別表に基づき原告らの損害を算定することは、相応の合理性があるというべきである。」と判示しつつも、「ただし、浸水による被害割合について、実際の被害状況を別途個別的に認定できる場合には、それによるのが相当である(家財の被害について以上に述べたことにつき、以下、各原告について同じ。)」(60頁)として、各原告について、一審被告が主張する「二階の家財に浸水被害が生じていないのが通常であるにもかかわらず、全ての家財に被害が生じたものとして扱われること」がないような判断をしている(原告(原告番号6)につき65頁、原告(原告番号11-1)につき68頁、原告(原告番号18)につき72頁、原告(原告番号19)につき84頁)のであり、一審被告のこの批判は当てはまらない。

(3) 小括

以上のとおりであるから、原判決が、一審原告らの家財及び住宅の被害について民事訴訟法248条を適用し、相当な損害額を算定するに当たって、国税庁資料に基づくことには相応の合理性があったことに誤りはない。

2 原判決の慰謝料額の算定方法に誤りはないこと

(1) 一審被告の主張

一審被告は、「慰謝料は、被控訴人らが主張するような、その事案において生じ得る事情を抽象的に類型化し、それぞれに一定額を定め、当該事情の数によって単純に金額を合算する方法によって算定されるものではない。そもそも、被控訴人らが主張するような細かな類型化が可能であるかも疑問である。」(一審被告控訴理由書59頁)として、原判決を批判する。

(2) 一審原告の主張は失当であること

ア 慰謝料とは、物質的損害ではなく精神的損害に対する賠償、いわば内心の痛み(精神的苦痛)を与えられたことへの償いであるから、その額は精神的苦痛の程度によることになる。

- イ 慰謝料額の認定は原審の裁量に属する事実認定の問題であるとされており、慰謝料の額についても、裁判所は民事訴訟法247条に基づき、「口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により」判断することになる。その場合、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、経験則または条理を踏まえた判断をしなければならないことはいうまでもない。
- ウ 判例も、「慰謝料とは、物質的損害ではなく精神的損害に対する賠償、いわば内心の痛みを与えられたことへの償いを意味し、その苦痛の程度を彼此比較した上、客観的・数量的に把握することは困難な性質のものであるから、当裁判所の先例においても、『慰謝料額の認定は原審の裁量に属する事実認定の問題であり、ただ右認定額が著しく不相当であって経験則または条理に反するような事情でも存するならば格別』である（最高裁昭和35年（オ）第241号同38年3月26日第3小法廷判決・裁判集民事65号241頁）とされている（最判平成6年2月22日・判例タイムズ853号73頁）。」としている。
- エ 慰謝料の額は、精神的苦痛の程度に応じたものになることから、その苦痛が生じた原因が同一の事象によって生じたものである場合には、類型化が可能であり、またそうすることが平等性を確保でき、「損害の公平な分担」という不法行為法の指導理念に合致する。
- オ 交通事故において慰謝料額の類型化が図られているのはそのためであり、裁判実務において当然のこととされている。
- カ 本件で一審原告らが請求している慰謝料は、2015年9月10日に発生した本件水害によって原告らが被った精神的苦痛に対する償いであるところ、一審原告らが本件水害によって被った精神的苦痛の内容は同一であり、その程度も浸水状況や年齢によって、ほぼ同一であることは容易に推察できることである。そして、これらの精神的苦痛に対する償いとしてどの程度の金額が相応しいかについても、精神的苦痛を被った本人のよく知るところである。
- (7) このような観点から、一審原告らは、慰謝料額算定の要素となるべき事項及び金額算定の基準を類型化して主張しているのであり、本件水害によって被った精神的苦痛に対する慰謝料として、合理的かつ妥当な主張であり、これを妥当なものとして認容した原判決に誤りはない。 以上